

【ご確認ください】



令和3年度 子育て世帯への臨時 特別給付金のご案内

朝日町では、現金10万円を給付します。

1. 申請が必要な方

高校生（16～18歳）のみの児童を養育する方及び公務員の方で、令和2年の所得が児童手当（本則給付）の所得制限限度額未満である方

→申請書を受け付け後、順次、一括して10万円を支給します（目安：申請後約1か月後）

- 原則、対象児童の保護者または世帯主の方に通知を送付しています。詳細は通知内容をご確認ください。通知の届いていない方はご連絡ください。
- 単身赴任等で朝日町にお子様がない場合はご連絡ください。
- 児童手当（本則給付）を受給されている公務員の方は、所属庁から発行される書類*を添付して申請してください。

*書類の例…受給者台帳、受給証明書、支払通知書 等
 *高校生のみを養育する公務員の方は、添付書類は必要ありません。

令和3年12月15日～令和4年3月31日出生の児童を養育する児童手当（本則給付）受給者

→出生のお手続きの際に申請の案内をします。
申請書を受け付け後、順次、一括して10万円を支給します（目安：申請後約1か月後）

（注意）対象となるのは、令和3年9月30日時点の保護者の内、所得の高い者です。（児童手当（本則給付）受給者もしくはそれに準ずる者）

2. 申請が不要な方

令和3年9月分の児童手当（本則給付）受給者（対象児童の兄姉の高校生（16～18歳）分を含む）及び令和3年9月1日～令和3年12月14日出生の児童を養育する児童手当（本則給付）受給者

先行給付金（5万円）を12月24日（金）に、追加給付金（5万円）を1月25日（火）に振り込みました。対象の方でまだ振り込まれていない方はご連絡ください。

3. 申請期限

令和4年3月31日（木）まで

ただし、3月末に出生の児童の保護者の方で、手続きが3月中に出来ない場合は、ご相談ください。

離婚により、令和3年9月分の児童手当受給者でなかったものの、それ以降に新たに養育者となった方への給付金については、詳細が決定次第、朝日町ホームページでお知らせする予定です。

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

忘れていた予防接種はありませんか？

3月1日～3月7日は「子ども予防接種週間」です。



< 定期予防接種 >

ワクチン	対象者	回数
ロタワクチン	□タリック（生後24週までに2回） □タテック（生後36週までに3回）	
Hib感染症	2か月～5歳未満	4回*1
小児肺炎球菌	2か月～5歳未満	4回*1
B型肝炎	生後1歳未満	3回
4種混合ワクチン	生後3か月～7歳6か月未満	4回
2種混合ワクチン（DT）	11歳～13歳未満	1回*2
BCG（結核）	生後1歳未満	1回
MR（麻しん・風しん）	1期：1歳～2歳未満 2期：5歳～7歳未満	1期：1回 2期：1回*3
水痘	1歳～3歳未満	2回
日本脳炎	1期：6か月～7歳6か月未満 （標準接種は3歳～） 2期：9歳～13歳未満	1期：3回*4 2期：1回*5
HPV感染症	小学6年生～高校1年生の女子	3回*6

- *1 接種開始時期によって、接種回数異なります
- *2 11歳の誕生月の前月に予防票をご自宅に送付いたします。
- *3 令和3年度は平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれの方が対象です。
- *4 平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、接種の勧奨が控えられたお子さんに対する接種機会の確保として、特例で定期接種と認められている場合があります。詳しくは子育て健康課までお問い合わせください。
- *5 令和3年度は、全国的に日本脳炎ワクチンの供給量が減少しています。国の通知を受け、今年度9歳となる2期対象者へのご案内を、令和4年度に延期して、ご案内させていただきます。
- *6 現在、HPVワクチンの積極的接種を差し控えています。国の通知を受け、令和4年4月から、12～16歳の女子に個別通知を行います。また、HPVワクチン接種勧奨を差し控えのため、定期接種できなかった平成9年～平成20年生まれの方に対するの公費で接種することができます。対象の方には、令和4年4月から順次、個別通知を発送します。

定期予防接種の時期を過ぎてから接種すると、全額自己負担になります。

また、定期予防接種以外に任意の予防接種があります。

特に4月に入園・入学するお子さんのいる保護者の方は、母子健康手帳にて予防接種の確認をお願いいたします。

予防接種についてご不明な点は、母子健康手帳をご持参のうえ、子育て健康課へお越しください。

ワクチンで防ぐことができる病気（V P D：Vaccine Preventable Diseases）から子どもたちを守りましょう。

V P Dとは：<https://www.know-vpd.jp/>